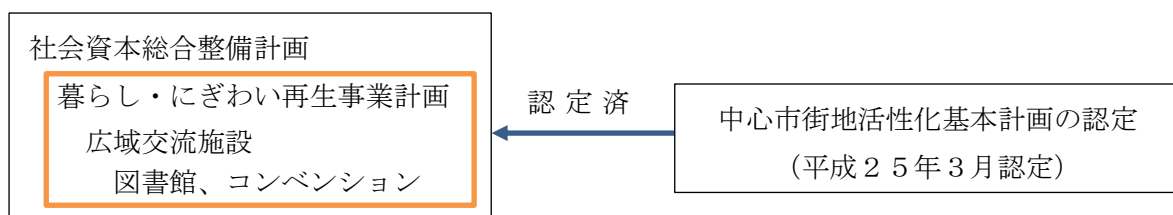


## 立地適正化計画の策定について

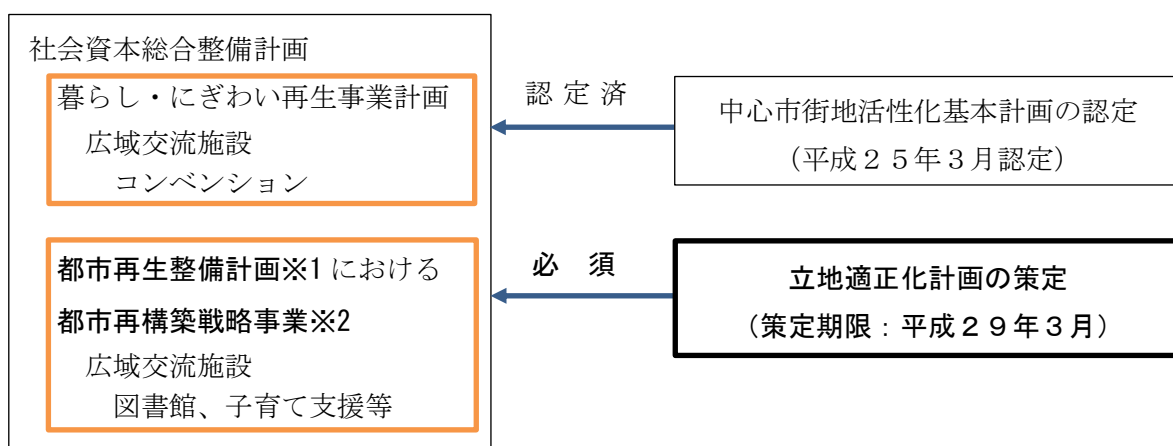
## 1 社会資本整備総合交付金について

お城通り地区再開発事業については、これまで国の補助事業である「暮らし・にぎわい再生事業」を適用してきたが、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正に伴い、各種補助制度が拡充されたことから、現在、事業採択されている「暮らし・にぎわい再生事業」と併用し、「都市再構築戦略事業」を適用する。

## 従前（暮らし・にぎわい再生事業）



## 変更（暮らし・にぎわい再生事業と都市再構築戦略事業の併用）



## ※1 都市再生整備計画

まちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進するための「都市再生整備計画事業」を位置付ける計画

- ・都市再生整備計画事業の例：道路、公園、都市再構築戦略事業、優良建築物等整備事業等

## ※2 都市再構築戦略事業

立地適正化計画に位置付けた誘導施設に対し、必要な整備費を補助する

ア 補助率 1/2（市が事業者の場合）、1/3（民間が事業者の場合）

イ 対象となる施設

○中心拠点誘導施設（広域交流施設：図書館、子育て支援等）

医療・福祉・子育て・教育文化等の機能をまちの拠点として整備する施設

○高次都市施設等（芸術文化創造センター：ギャラリー、スタジオ等）

中心拠点誘導施設と一体的に整備する施設

## ※本市において該当する施設

お城通り地区再開発事業における広域交流施設（再開発ビル）、芸術文化創造センターに加え、公共のみならず民間事業も含めた新たな拠点施設

## 2 立地適正化計画について

### ア 概要

今後の少子高齢化、人口減少の課題に対し、集約型都市を形成するために住宅及び都市機能の立地の適正化について方針を定め、一定の人口密度の維持、生活サービス機能の計画的配置、公共交通の充実を図るための計画

### イ 区域の設定

○都市機能誘導区域（平成28年度末までに設定）

- ・都市の拠点となるべきエリアに、医療施設、福祉施設、商業施設を始めとした都市機能を誘導する区域
- ・小田原駅、鴨宮駅、国府津駅の各周辺地区を想定

○居住誘導区域（平成30年度末までに設定）

- ・市街化区域における一定エリアを対象に人口密度や生活サービス、コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域
- ・区域外における一定の開発行為等について、届出の実施を定める。

## 3 都市再構築戦略事業について

「都市再構築戦略事業」の実施については、上位計画の都市機能誘導区域に係る「立地適正化計画」の策定が必要となることから、期限の平成28年度末に向け、平成27年度より立地適正化計画の策定作業を進める。

## 4 スケジュール

### 計画策定における事業毎のスケジュール

|         |          | 平成27年度    | 平成28年度   | 平成29年度             | 平成30年度       | 平成31年度                       | 平成32年度以降 |
|---------|----------|-----------|----------|--------------------|--------------|------------------------------|----------|
| 立地適正化計画 | 都市機能誘導区域 |           | 計画策定     | 都市機能誘導区域に係る立地適正化計画 |              |                              |          |
|         | 居住誘導区域   | 基礎調査      |          | 計画策定               |              | 都市機能誘導区域<br>居住誘導区域 } 立地適正化計画 |          |
| 広域交流施設  |          | 実施方針等策定業務 | 事業者選定等業務 | 基本計画<br>基本設計       | 実施計画<br>実施設計 | 施設整備                         |          |